

南アルプス市の給与・定員管理等について

平成26年度版

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
25	73,126	29,141,577	870,850	4,622,171	15.9	17.7

(注) 住民基本台帳人口は外国人を含み、人件費には、市議会議員、農業委員、自治会長の各種行政委員の報酬が含まれる。

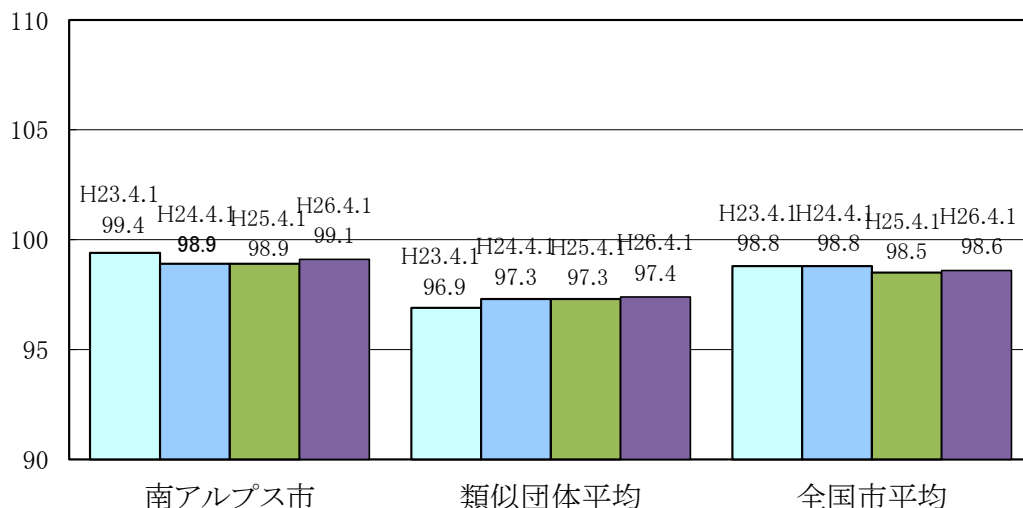
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費	(参考)類似団体平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25	555	2,037,442	327,013	781,594	3,146,049	5,669	5,715

- 職員手当には退職手当を含まない。
- 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

※H26総務省資料より
(H26年4月1日)

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注)
- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 - 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的(2年間)給与改定臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。高齢層については、最大4.04%引下げを実施。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準3%に対し、南アルプス市においても3%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年度は1%

(参考)

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	3%	1%
南アルプス市支給割合	0%	3%	1%

③その他の見直し

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
南アルプス市	43.7 歳	335,800 円	382,000 円	376,900 円
山梨県	43.8 歳	338,685 円	423,263 円	376,250 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.9 歳	324,693 円	384,479 円	353,722 円

※H26山梨県資料より
(H26年4月1日)

※H26総務省資料より
(H26年4月1日)

※H26総務省資料より
(H26年4月1日)

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
南アルプス市	46.3 歳	11 人	254,500 円	272,400 円	268,000 円	—	—	—	—
うち用務員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	—
うち学校給食員	45.4 歳	4 人	265,400 円	288,400 円	267,600 円	調理師	45 歳	273,900 円	1.05
山梨県	51.2 歳	282 人	331,881 円	387,064 円	364,062 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	50.9 歳	31 人	301,568 円	327,067 円	313,801 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
南アルプス市	—	—	—
うち用務員	—	2,747,000 円	—
うち学校給食員	4,643,240 円	3,687,100 円	1.25

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年～平成24年の3か年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているのではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
南アルプス市	37.9 歳	324,400 円	374,200 円	357,600 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	38.3 歳	292,181 円	365,476 円	322,507 円

※H26総務省資料より
(H26年4月1日)

- (注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		南アルプス市	山梨県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	-
	中学卒	121,600 円	129,200 円	-
消防職	大学卒	195,700 円	-	-
	高校卒	157,900 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,575 円	358,920 円	388,850 円	405,733 円
	高校卒	- 円	298,166 円	354,766 円	387,233 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
消防職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

※-表記は、階層別職員数が3人に満たない場合である。

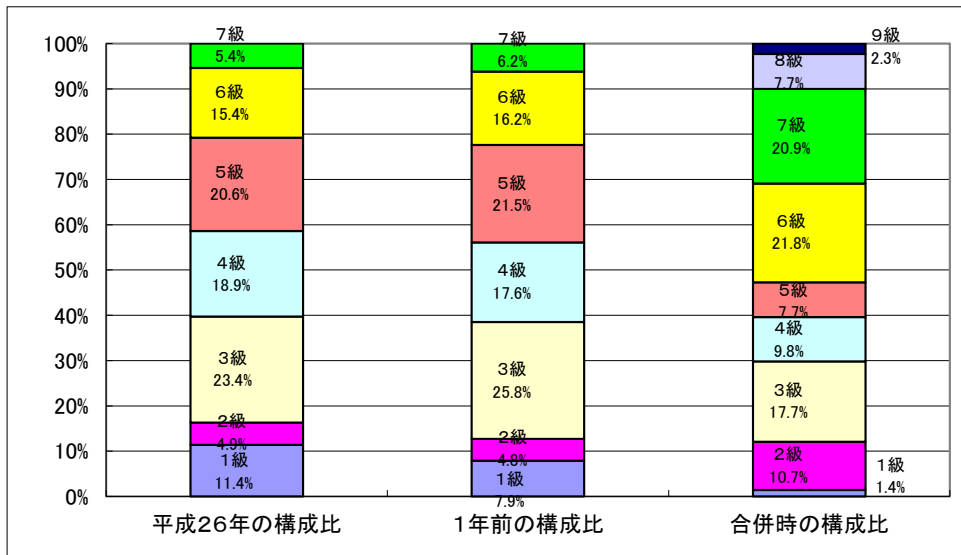
3. 一般行政職の級別職員数の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
7級	部長、次長	19人	5.4%	367,500円	456,200円
6級	参事、課長、課長補佐	54人	15.4%	322,100円	422,600円
5級	課長補佐、主幹	72人	20.6%	290,700円	400,600円
4級	副主幹	66人	18.9%	263,500円	388,300円
3級	主査、副主査	82人	23.4%	224,600円	354,700円
2級	主任	17人	4.9%	187,800円	308,000円
1級	主事、技師	40人	11.4%	137,600円	244,900円

(注) 1 南アルプス市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度検証中であり、リーダー及び管理職昇任時に勤務成績を昇給に反映する予定です。

4. 職員の手当の状況

(1) ①期末手当・勤勉手当

南アルプス市	山梨県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,479 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,484 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 措置なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

人事評価制度検証のうえ、勤勉手当へ勤務成績を反映する予定です。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

南アルプス市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 50～59歳(2%～20%) 1人当たり平均支給額 — 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 45～59歳(定年前1年につき3%) 1人当たり平均支給額 資料提供なし

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内	0 %	0 人	0 %
地域手当補正後のラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)			99.1

(注) 地域手当補正後のラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数。

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		4,122 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		59,743 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		11.5 %		
手当の種類(手当数)		条例手当数 6 (うちH25支給手当数4)		
手当の名称	主な支給職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
救急業務手当	消防署職員	救急業務に従事した消防職員	2,544千円	1回につき250円 救急救命士1回につき350円
夜間特殊業務手当	消防署職員	消防職員で交代制勤務を正規の勤務としている者が、深夜に通信業務に従事したとき	1,240千円	深夜の勤務時間が5時間超250円 2時間～5時間170円 2時間未満140円
火災出動手当	消防署職員	火災出動に従事した職員	85千円	出動1回につき、ポンプ車隊員等300円、はしご車隊員等510円
滞納整理手当	収税対策課職員	市税等の滞納整理に関する事務又は補助事務に従事した職員	252千円	月額3,000円
防疫等作業手当	防疫等従事職員	感染症の患者等の救護、その物件の処理、病原体の検査、死体の処理に従事した職員	0千円	従事した1日(死体解剖は1時間)あたり、500円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人の保護及び病院等への収容又は死体処理等に従事した職員	0千円	1回につき1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	125,267 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	243 千円
支給実績(24年度決算)	147,747 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	286 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績(25年度決算)と同じ年度の4月1日現在の一般職の職員数であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ①配偶者 13,000円/月 ②配偶者以外の扶養親族 6,500円/月 (配偶者がいない場合は1人目 11,000円/月) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき 5,000円加算	同じ		62,667 千円	235,590 円
住居手当	借家・借間に居住する職員に支給 ・家賃額に応じて最高27,000円まで	同じ		19,375 千円	289,179 円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 ①交通機関等利用者 6ヶ月定期券等の額を一括支給(ただし、月額換算55,000円を限度) ②交通用具使用者 ・4輪車使用者 通勤距離2km～20kmのとき 距離に応じて3,000円～11,800円を支給、20kmを超えるとき 1kmにつき580円を加算 ・2輪車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～24,500円を支給 ③ ①及び②の併用者 ①及び②によりそれぞれ算出した額の合計額	①同じ ②異なる ③同じ	②4輪車使用者と2輪車使用者の区分なし	25,111 千円	52,098 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 4,200円/回	同じ		1,665 千円	3,483 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 5,000円～9,000円/回支給	異なる	役職等に応じ6,000円～18,000円を支給	1,181 千円	23,620 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員(消防職員にあつては、睡眠時間中に割り振られて勤務する職員)に支給 勤務した時間に対し、1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		5,795 千円	99,913 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき規則で定められた職にある者に支給 役職に応じ 41,600円～75,200円を支給	異なる	役職に応じ46,300円～139,300円を支給	49,409 千円	633,448 円

5. 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 長	800,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 市 長	640,000	円	1,030,000 円/	435,000 円	
	教 育 長	578,000	円	-	-	
報 酬	議 長	400,000	円	543,000 円/	350,000 円	
	副 議 長	360,000	円	503,000 円/	300,000 円	
	議 員	350,000	円	457,000 円/	280,000 円	
期 末 手 当	市長、副市長 教育長	(25年度支給割合) 3.85 月分				
	正副議長、議員	(24年度支給割合) 2.95 月分				
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期目の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.42		16,128,000	期間ごと	
	教 育 長	給料月額×在職月数×0.25		7,680,000		
	備 考	給料月額×在職月数×0.20		5,548,800		

※H26総務省資料
(H26年4月1日現在)

(注) 退職手当の「1期目の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

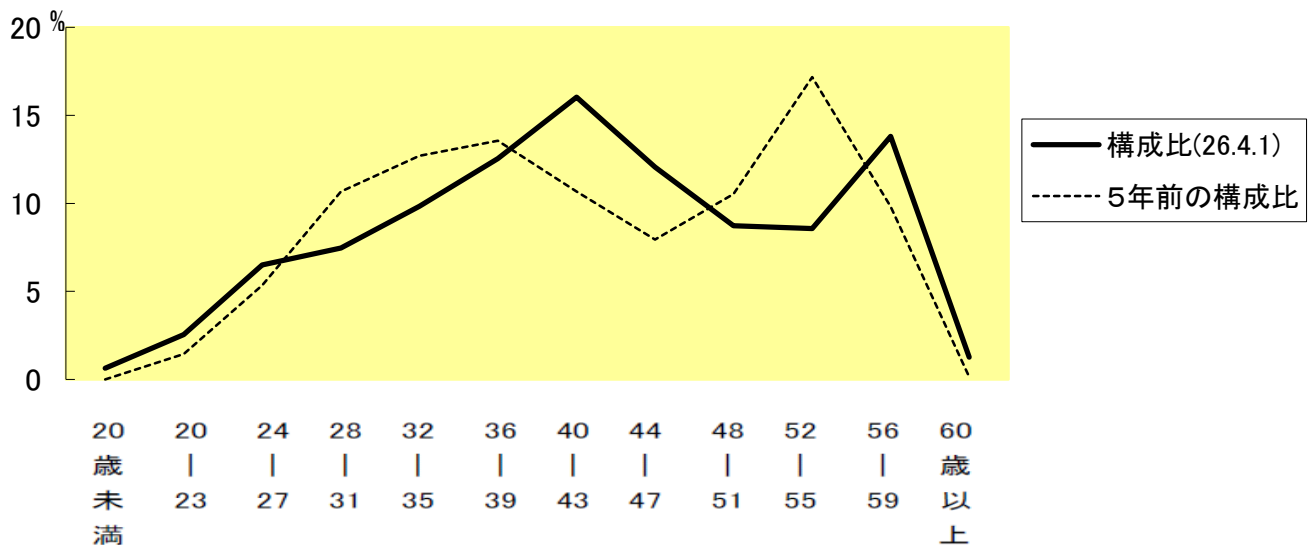
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	業務増 業務増 業務増 事務の統廃合縮小
		総務	115	119	4	
		税務	28	28	0	
		労働	0	0	0	
		農水	31	32	1	
		商工	10	11	1	
		土木	37	37	0	
		民生	137	137	0	
		衛生	41	36	△ 5	
	計	403	404	1	(参考) 人口1万人当たり職員数(H26) 54.97人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数(H26) 57.74人)	
	教育部門	69	66	△ 3	事務の統廃合縮小	
	消防部門	84	85	1	業務増	
	小 計	556	555	△ 1	(参考) 人口1万人当たり職員数(H26) 75.62人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数(H26) 75.40人)	
公営企業会計等部門	病院				事務の統廃合縮小 事務の統廃合縮小	
	水道	35	32	△ 3		
	交通	1	1	0		
	下水道	10	10	0		
	その他	34	32	△ 2		
小 計	80	75	△ 5			
合 計		636	630	△ 6	(参考) 人口1万人当たり職員数(H26) 86.14人	
		[718]	[718]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は条例定数の合計であり、平成21年3月に改正しました。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	4人	16人	41人	47人	62人	79人	101人	76人	55人	54人	87人	9人	631人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		455	444	429	413	403	404	△ 51 (△13.1%)
教育		73	71	69	70	69	66	△ 7 (△8.0%)
消防		81	82	82	83	84	85	4 (2.4%)
普通会計計		609	597	580	566	556	555	△ 54 (△10.5%)
公営企業等会計計		84	84	82	81	80	75	△ 9 (△12.1%)
総合計		693	681	662	647	636	630	△ 63 (△10.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7. 公営企業職員の状況

水道、交通事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
25	1,039,779	74,265	220,804	21.2	22.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 0 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費	(参考)市町村(政令 指定都市を除く) 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25	36	143,966	21,003	55,835	220,804	6,133	水道事業6,123 交通事業6,170

- 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

○水道事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南アルプス市公営企業職員	45.7 歳	354,600 円	536,500 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

※H26総務省資料

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

○交通事業

職員1名のため記入せず

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南アルプス市公営企業職員	— 歳	— 円	— 円
団体平均	46.9 歳	320,951 円	515,889 円

※H26総務省資料

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南アルプス市公営企業職員		南アルプス市一般行政職	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,551	千円	1,479	千円
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	
・管理職加算 措置なし		・管理職加算 措置なし	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(26年4月1日現在)

南アルプス市公営企業職員			南アルプス市一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年等	(支給率)	自己都合	勸奨・定年等
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.07 月分	52.44 月分	勤続35年	43.07 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
	50～59歳(2%～20%)			50～59歳(2%～20%)	
1人当たり平均支給額	- 千円	25,012 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	23,930 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内	0 %	0 人	0 %
地域手当補正後のラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			99.1

(注) 地域手当補正後のラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		918 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		30,600 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		83.3 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算) 左記職員に対する支給単価	
宿日直出動手当	企業局の宿日直者	企業局の宿日直者が、給配水管の破裂等により出勤した職員	17千円	出勤1回につき、1,100円
交替手当	企業局の浄水場勤務職員	企業局の浄水場に勤務する職員で、午前零時に勤務を交替するため出勤する職員	182千円	出勤1回につき、500円
冬季特別手当	企業局職員	企業局職員に対し、12月から翌年2月までの3ヶ月間支給	720千円	8,000円/月

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	4,495 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	150 千円
支給実績(24年度決算)	4,665 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	156 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績(25年度決算)と同じ年度の4月1日現在の一般職の職員数であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ①配偶者 13,000円/月 ②配偶者以外の扶養親族 2人目まで 6,000円/月 (配偶者非扶養の場合は1人目 6,500円/月) (配偶者がいない場合は1人目 11,000円/月) 3人目まで 5,000円/月 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき 5,000円加算	同じ		5,243 千円	238,318 円
住居手当	借家・借間に居住する職員に支給 ・家賃額に応じて最高27,000円まで	同じ		1,458 千円	291,600 円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 ①交通機関等利用者 6ヶ月定期券等の額を一括支給(ただし、月額換算55,000円を限度) ②交通用具使用者 ・4輪車使用者 通勤距離2km～20kmのとき 距離に応じて3,000円～11,800円を支給、20kmを超えるとき 1kmにつき580円を加算 ・2輪車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～24,500円を支給 ③ ①及び②の併用者 ①及び②によりそれぞれ算出した額の合計額	同じ		1,668 千円	53,806 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 支給額4,200円/回	同じ		2,046 千円	93,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 5,000円～9,000円/回支給	同じ		- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員(消防職員にあっては、睡眠時間中に割り振られて勤務する職員)に支給 勤務した時間に対し、1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		1,395 千円	232,500 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき規則で定められた職にある者に支給 役職に応じ 41,600円～75,200円を支給	同じ		3,781 千円	630,167 円